

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|--------|------|----|-------|--|------------|--|
| 25-指-1 | P69  | 指摘 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>契約書の一括再委託禁止条項と実態の不整合について</b></p> <p>契約書には一括再委託等の禁止条項があり、「この契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない」と定められている。業務の受託者がそのまま他に再委託することを禁止するものであり、市と実際に業務を執行する者との関係が間接的となったり、非効率が生じることを防ぐねらいがある。</p> <p>実際の現場業務を担っている神鋼環境メンテナンスは神鋼環境ソリューションの子会社とはいえ、市との契約の当事者ではないため、契約書の一括再委託禁止条項に抵触する可能性がある。</p> <p>契約書の条項と実態が整合していない状態が続いていることは事実であり、契約書あるいは実施体制について改善が必要である。</p> | 措置済(H26.7) | <p>南清掃工場は、平成22年3月の竣工後5年間の瑕疵担保期間中であるため、責任を明確にし、瑕疵による無償修繕等を円滑に行わせるために設計・施工を行った神鋼環境ソリューションと委託契約をしたものである。</p> <p>しかし、一部の業務については再委託が必要であるため、平成26年度契約分から、契約書の条項を「この契約について業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託させることができない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。」に改めた。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|--------|--------|----|-------|--|------------|--|
| 25-指-2 | P74~75 | 指摘 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>資産の網羅的な登録と適切な管理について</b></p> <p>財産台帳と備品管理カードの内容を閲覧するとともに、担当者にその運用をヒアリングし、また、一部、現物の確認を行ったところ、次のような課題が認識された。</p> <p>(1) 財産台帳に一部の重要物品が登録されていない。フォークリフト2台については財産台帳には登録されていなかった。100万円以上の物品(物品規則上は重要物品)は、適時に財産台帳に登録する必要がある。</p> <p>(2) 備品管理カードにすべての備品が登録されているか確認できない。ごみ処理プラント等に含まれる備品の範囲が明確でないため、備品管理カードへの登録の網羅性を確認できない状況である。</p> <p>(3) 備品管理カード等が適切に運用されていない。</p> <p>廃棄された備品が備品管理カード上で登録されたままになっている(空気呼吸器)、現物に備品整理票の貼付のない備品がある、常駐している委託業者の備品との区別が明確ではないなどの状況が見られた。定期的に棚卸をするなど、備品管理カードや現物の管理について適切な運用に努める必要がある。</p> | 措置済(H27.7) | <p>(1) について、フォークリフト2台を財産台帳に登録した。</p> <p>(2) 及び(3) について、すべての備品の確認を行い、備品管理カードの再整備を行った。</p> <p>今後、備品の購入や廃棄を行う際には、その都度備品管カードの整理を行い、備品の適切な管理を行っていく。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁     | 区分 | 所管課     | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容   |
|--------|----------|----|---------|---|------------|---|
| 25-指-3 | P86      | 指摘 | 北清掃工場   | <p><b>【北清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>資産の網羅的な登録と適切な管理について</b></p> <p>財産台帳と備品管理カードの内容を閲覧するとともに、担当者にその運用状況をヒアリングし、一部、現物の確認を行ったところ、備品管理カードの備品番号の付け方がわかりづらい、金額等の記載のない備品や、現物に備品整理票の貼付のない備品があるなどの状況が散見された。また、市担当課は、過去に作成された備品管理カードの存在を認識しておらず、監査時にすべての備品管理カードを適時に提示できなかった状況もあった。<br/>                     資産を台帳等で網羅的に整理し、適切に管理する必要がある。</p>  | 措置済(H28.3) | <p>備品管理カードと現物との照合を行い、備品管理カードの再整備を行った。また、備品番号についても、分類ごとに整理し、確認しやすいように改めた。<br/>                     今後、備品の購入や廃棄を行う際には、その都度備品管理カードの整理を行い、備品の適切な管理を行っていく。</p> |
| 25-指-4 | P172～173 | 指摘 | 資源循環推進課 | <p><b>【資源循環推進課の資源売払収入】</b><br/> <b>予定価格について</b></p> <p>資源売却先と契約を締結するまでの書類等を閲覧した結果、資源循環推進課は予定価格を設定することなく、契約の締結を行っていた。<br/>                     地方自治法では予定価格について、支出の場合には落札金額は予定価格を下回らなければならないと規定している。すなわち予定価格を設定する趣旨は、個々の予算の執行にあたり、契約金額の見積の上限(支出の場合)又は下限(収入の場合)を示すことで、契約金額の適正性の判断の基準を明らかにすることにある。<br/>                     相模原市契約規則においても、予定価格の設定が義務付けられている。今後、資源循環推進課は予定価格を合理的に定める必要がある。</p> | 措置済(H26.7) | <p>平成26年度における資源物売却先の選定に係る入札から入札予定価格を設定し、その設定にあたっては、主に市況や過去の応札状況を参考にすることにより合理的に算出することと改めた。</p>   |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁   | 区分 | 所管課    | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|--------|--------|----|--------|---|-------------|---|
| 25-意-1 | P36~37 | 意見 | 廃棄物政策課 | <p><b>【清掃費・清掃費収入の推移】</b><br/> <b>南清掃工場への搬入について</b></p> <p>旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町地域の一般ごみは、津久井クリーンセンターに搬入され、同センターのごみ中継施設のピット内に一時保管されたのち、南清掃工場に搬出される。津久井クリーンセンターから南清掃工場への運搬は業務委託しており、平成24年度は一般ごみ等運搬業務委託として、70,354千円の委託料を支出している。</p> <p>一定量の一般ごみを南清掃工場が受け入れるのであれば、南清掃工場と北清掃工場の間にある地域のうち、現在、北清掃工場に搬入している地域で、比較的南清掃工場に近い地域の一般ごみを南清掃工場の搬入に振り替えることの方が、経済的にも合理性があり、効率的でもある。また、収集運搬車の走行距離を減らすことは、経済性、効率性の側面だけではなく、環境負荷の面からも対応すべきものと考ええる。</p> | 対応予定(H31.1) | 津久井クリーンセンターの中継ごみの北清掃工場への搬入については、南清掃工場の安定的な焼却による売電収入の確保や、老朽化に伴う北清掃工場の運用、一般ごみの収集業務委託のエリア拡大など、様々な状況における合理性や費用対効果、環境負荷の低減などの面を考慮しつつ、調整を図っていく。 |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁 | 区分 | 所管課      | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|--------|------|----|----------|---|-------------|---|
| 25-意-2 | P56  | 意見 | 橋本台環境事業所 | <p><b>【麻溝台環境事業所及び橋本台環境事業所のごみ収集車両の維持管理等】</b><br/> <b>車両資産の経済性について</b><br/>                     橋本台環境事業所で管理している車両に平成12年3月に取得したトラックがある。<br/>                     橋本台環境事業所では、この車両を1ヵ月に1、2回ほどの頻度で小学校などの普及啓発事業に供している。既に13年以上経た車両でもその用途に応じて大切に利用していることは、環境事業を標榜する環境事業所にとってむしろよいことなのであるが、使用頻度が低いことによる経済的効果については検討の余地がある。すなわち、平成24年度においては、3月に車検費用・修繕費・自動車重量税として107千円、また、8月に6ヵ月点検費用として8千円支出しており、これがレンタル費用などと比べて果たして安いと言えるかどうかは検討を要するところである。今後、経年劣化から修繕費が高むようになる前に措置することが望ましい。</p> | 対応済(H29.11) | <p>平成26年度～平成28年度の幌付きトラックの使用状況は、平均で年間約54回であり、目的としては主に啓発事業実施のための備品等の運搬に使用している。3ヵ年の使用実績は車両を所有して維持管理する場合、車検料、保険料、燃料費等で年間約16万円、また、レンタルした場合の経費は年間約57万円となり、比較すると車両を所有した場合の方が安い。トラックの使用年数は既に16年となるが、この3ヵ年においても故障はなく修繕費等の費用も発生していない。<br/>                     これらのことから、経済的効果を考えても現在使用している車両を引き続き所有して業務に活用する方が、車両をレンタルするよりも安価であり効率的である。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁   | 区分 | 所管課    | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容  |
|--------|--------|----|--------|---|-----------------|--|
| 25-意-3 | P58~60 | 意見 | 廃棄物政策課 | <p><b>【麻溝台環境事業所及び橋本台環境事業所のごみ収集業務経費】</b><br/> <b>直営による収集業務と委託による収集業務の比較検討について</b></p> <p>収集車稼働1台あたり・収集1回あたりのごみ収集量は直営より委託の方が多く、したがって、収集業務は総じて委託の方が効率的であるといえる。今後、市が直営で行うごみ収集業務については、積載量に応じた収集が図られるような収集ルートの再構築を検討する必要があり、さらに、積載量の多い大型車両を導入することで、収集車稼働1台あたり・収集1回あたりのごみ収集量を増加させるなど、効率化に向けた検討を行う必要がある。</p>  | 対応済<br>(H29.11) | 平成28年10月に一般ごみの収集回数を週3回から2回に見直した際に、一般ごみ収集運搬業務委託の入札及びごみの収集ルートの再構築を行い、加えて1回あたりのごみ積載量を1.3tから1.6tに変更した。このことにより、収集車の稼働台数を54台から43台に減車し、収集経費の削減を図った。   |
| 25-意-4 | P60~61 | 意見 | 廃棄物政策課 | <p><b>【麻溝台環境事業所及び橋本台環境事業所のごみ収集業務経費】</b><br/> <b>環境事業所における組織体制と委託化目標の関係について</b></p> <p>市は、概ね平成32年度までに市内全域におけるごみ収集業務の50%程度を民間のごみ収集事業者へ委託することを目標としている。これは、民間事業者へ委託してごみ収集経費の削減を実施しつつも、市自身がごみ収集業務にかかるノウハウを将来にわたって有していくことを意図している。一方、市のごみ収集業務を担う環境整備員については、高齢化が一層進むことになる。</p> <p>民間委託を進める一方で、収集業務のノウハウを市自身も持ち続けようとするならば、若年層職員の新規採用計画を立て、かつ、ベテランの再任用等によるノウハウ伝授の機会を作るなど、合理的な計画を立てて対応を図っていく必要がある。</p> | 対応予定<br>(H31.1) | <p>環境整備員の平均年齢は53歳となり、高齢化対策・退職者対策のため、若年層職員を新規採用することは、民間委託を推進しつつ業務を安定的に実施していくためには必要なことであると認識している。</p> <p>業務継続のために、今後も合理的な計画を立て若年層職員の継続的な採用に努めたい。</p> <p>なお、平成31年4月には環境整備員を4名採用する予定である。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁   | 区分 | 所管課         | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容  |
|--------|--------|----|-------------|--|-------------|--|
| 25-意-5 | P63~64 | 意見 | 津久井クリーンセンター | <p><b>【津久井クリーンセンターの維持管理等】<br/>ごみ中継施設としての効果について</b></p> <p>現状において、津久井クリーンセンターでは、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町地域の一般ごみが搬入され、同センターのごみ中継施設のピット内に一時保管されたのち、南清掃工場に搬出されている。よって、津久井クリーンセンターにおいては、一時保管のコスト、搬入されたごみを再度搬出するためのコスト、施設を維持するためのコストなどが生じている。</p> <p>南清掃工場が稼働している現状においては、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町地域の一般ごみを直接清掃工場に運ぶと仮定した場合と、現状の津久井クリーンセンターをごみ中継施設とすることで、コストにどの程度の違いが生じるのか、ごみ中継施設としての役割を果たすことで、市のごみ処理事業にどのような効果が生じているのかを具体的に検証することが望ましい。</p> | 対応済(H26.12) | <p>南清掃工場の稼働に伴い、津久井地域の一般ごみを津久井クリーンセンターを中継施設として同工場へ運搬し焼却することで、津久井クリーンセンターで焼却する場合と比べ、年間5億円を超える経費の削減ができていているところである。</p> <p>平成25年度に、津久井地域の一般ごみを北清掃工場に搬入する検証を行ったところ、往復に要する平均時間は相模湖地区が2時間、藤野地区が2時間30分であった。これを年間経費として計算すると約7,000万円程度の経費増が見込まれる。この額は、現在南清掃工場に搬入している年間経費とほぼ同額である。</p> <p>また、現在津久井地域の一般ごみや事業系ごみを津久井クリーンセンターが中継施設として受け入れており、その搬入先が北清掃工場等となると運搬時間やそれに伴う市民負担が大幅に増加し、著しい市民サービスの低下を招くことから、津久井地域の市民にとって中継施設は必須の施設である。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁       | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|--------|------------|----|-------|--|-----------------|---|
| 25-意-6 | P69~<br>70 | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>委託契約の仕様書、報告書の重複について</b><br/> 「ごみ焼却設備保守点検整備業務委託」、「ごみ焼却設備保守点検時清掃業務委託」、「ごみ焼却設備部品等交換業務委託」の3つの委託契約は、工場の設備について保守点検や清掃、部品交換等を行う業務であるが、それぞれの仕様書は一部重複しつつ相互に関連する内容となっている。<br/> 仕様書や報告書を見る限り、それぞれの業務の境目が明確ではない部分があり、予定価格や見積金額を重複することなく算定できているか、あるいは各業務の実績を適切に評価できているか、といった懸念が生じる。清掃工場の委託契約は件数が多いため、今後、仕様書及び報告書等が重複しないように十分留意することが求められる。</p> | 対応済<br>(H26.12) | 業務の明確化を図るため、平成25年度から3つの委託契約を「ごみ焼却設備保守点検整備業務委託」及び「プラント関係修繕」の2つの契約として重複しないように整理して実施することとした。 |



平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|--------|--------|----|-------|--|-------------|---|
| 25-意-7 | P71~73 | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>委託契約に関する経済性の管理について</b><br/>           一者随契による委託料(610,776千円)は金額的な重要性が高く、今後も長期的に一定の水準にあることが想定されるため、委託契約の経済性を管理する付加的な仕組みを整備し、運用する必要がある。たとえば、次のような点がポイントになると考える。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 指名競争入札や見積合せの適用業務の拡大</li> <li>2) 見積金額チェックの仕組みの整備と見える化</li> <li>3) チェックしやすい見積書への改善指導</li> <li>4) 見積金額のチェックに必要な情報の収集と蓄積</li> </ol> | 対応済(H26.12) | <p>南清掃工場は、本市独自の仕様に基づいた特注のごみ処理プラントであるため、施設の適切な運転や維持管理に必要な各種委託業務は、設計施工業者との一者随契が中心になっているが、委託契約の経済性や競争性を確保するため、次の取り組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汎用的なプラント部品の購入等、一者随契の委託業務から分離できるものについては、入札等を実施している。</li> <li>・一者随契業者から提出された見積金額の妥当性の確認については、公益社団法人全国都市清掃会議等から情報を入手し実施している。</li> <li>・一者随契業者から提出される見積書の確認をより適切に行うため、平成26年度から、見積書の形式を仕様書に対応したものに統一した。</li> </ul> <p>今後についても、入札等の実施業務の拡大について検討を進めるとともに、公益社団法人全国都市清掃会議等からの情報を収集し、委託契約の経済性や競争性の確保に努めていく。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号     | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容  |
|--------|--------|----|-------|--|-------------|--|
| 25-意-8 | P73~74 | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>委託業務の技術やノウハウの蓄積について</b><br/>                     委託業務に関して市内部での技術やノウハウの蓄積は、業務の品質管理や代替性確保の面からも不可欠である。清掃工場を運営管理する技術やノウハウが空洞化しないように、委託先と市との間で業務に関してやりとりされる実施計画や日報、月報の記載をよりきめ細かくすることなどに留意する必要がある。</p> | 対応済(H26.12) | <p>南清掃工場では、複数の技術系職員(先輩と後輩、電気職と機械職の組合せ等)による委託業者との調整や現場への立会いなどを通して、委託業務の技術やノウハウの職員間での蓄積を図るとともに、実施計画や日報・月報の全職員への供覧により、委託業務に係る情報の共有化に努めているところである。</p> <p>今後、一層の技術やノウハウの蓄積の円滑化や情報の共有化を図るため、これまで報告書に「未完」とのみ記載し、その理由については口頭報告していた事項についても、平成26年度から、未完の理由等についても記載するなど、実施計画や日報・月報の記載をより詳細なものとする事とした。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|------|----|-------|---|-------------|---|
| 25-意-9  | P75  | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>ごみ処理プラントの装置・機器レベルでの整理について</b><br/>                     南清掃工場の物品以外の資産取得額の半分(55%)はごみ処理プラント(工作物)であり、その総額は12,300百万円である。清掃工場の核となる資産であり、数多くの設備、装置、機器で構成されている。しかしながら、財産台帳上は、ごみ処理プラント一式として記載されており、構成内容が把握できない状態となっている。<br/>                     ごみ処理プラント1本とすることで、財産台帳に登録されている装置や機器の範囲が不明確となり、装置・機器の更新や追加、除却等に関する情報を適切に管理できなくなる。<br/>                     情報の整理は、委託契約の管理や設備・機器のトラブルへの対応、修繕計画の立案、実施等においても有用であると考えられる。</p> | 対応済(H26.12) | 財産台帳に一式で登録されているごみ処理プラントについては、設計図書等により受入供給設備、熱分解設備、燃焼溶解設備、排ガス処理設備、発電設備、スラグ等搬出設備、電気設備などに分類することにより構成内容を把握し、装置・機器の更新やトラブル・修繕に適切に対応している。 |
| 25-意-10 | P75  | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>分析室の有効利用について</b><br/>                     分析室を利用した定期的な測定について実施頻度を確認したところ、最終処分場の維持管理に伴う分析を主とし、月1回実施が5項目、年2~4回実施が5項目であり、残留塩素の測定を週1回、pH計洗浄に係る作業を月2回、pH計校正用標準液調整を適宜実施している。これら以外に適宜実施される分析があり、また、1回あたり複数日を要する測定もあるが、全体として月平均数日の利用に留まっている。<br/>                     分析室やその試験機器類は、有効に活用されているとはいえず、実態を再確認した上で、有効利用を図る必要がある。</p>   | 対応済(H26.12) | 南清掃工場の分析室の有効利用を図るため、平成25年12月27日をもって北清掃工場及び東清掃事業所の分析室を廃止し、平成26年1月から南清掃工場に集約した。<br>なお、北清掃工場及び東清掃事業所の分析室は、当面の間倉庫として利用することとした。          |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|--|-----------------|---|
| 25-意-11 | P76    | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【南清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>委託業務用のプレハブ施設の敷地使用について</b><br/> 「ごみ焼却設備保守点検整備業務委託」において、再委託先の業者が毎年9月～翌年の2月にかけて南清掃工場の敷地内に仮設のプレハブ(建築面積78㎡)を設置している。委託仕様書では業務に必要な作業場所や資材置き場、準備室を市が無償で業者に貸与することとなっているが、工場の施設内にスペースがないため、業者の負担で設置したプレハブを利用させている。<br/> プレハブを設置している業者は委託契約の直接の当事者ではないこと、仮設とはいえ、業者所有の建物を市有地に設置すること、毎年一定期間繰り返し設置されていることなどを踏まえると、敷地使用に際して、使用の目的や範囲、期間、費用負担、使用上制限、転貸等禁止、原状回復、損害賠償など、目的外使用許可時に準ずるような条件について業者と合意し、文書として残しておくことが望ましい。</p> | 対応済<br>(H26.12) | 平成26年度より委託契約の仕様書にプレハブ施設の敷地使用について明記することとした。また、プレハブ設置時には使用条件の詳細についての確認を文書で行うこととした。  |
| 25-意-12 | P80～84 | 意見 | 北清掃工場 | <p><b>【北清掃工場の維持管理等】</b><br/> <b>委託契約に関する経済性の管理について</b><br/> 一者随契による委託料(461,072千円)は金額的な重要性が高く、今後も一定の水準にあることが想定されるため、委託契約の経済性を管理する付加的な仕組みを整備し、運用する必要がある。たとえば、次のような点がポイントになると考える。<br/> 1) 指名競争入札や見積合せの適用業務の拡大<br/> 2) 見積金額チェックの仕組みの整備と見える化<br/> 3) チェックしやすい見積書への改善指導<br/> 4) 見積金額のチェックに必要な情報の収集と蓄積</p>  | 対応済<br>(H27.11) | 平成27年度より統一書式の見積書の作成、共通経費の算定表の見直し作成等により、チェックしやすい見積書へ改善し、さらに共通認識を図るため各データを共有することとした。また、業務の見直しにより、委託業務の一部を切り出し、見積合せ適用業務とするよう見直しを行った。 |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|--|-----------------|---|
| 25-意-13 | P84    | 意見 | 北清掃工場 | <p>【北清掃工場の維持管理等】<br/>修繕契約に関する経済性の管理について</p> <p>修繕契約(施設修繕料)についても金額的重要性が高く、修繕契約の経済性を管理する付加的な仕組みを整備し、運用する必要がある。</p> <p>1)指名競争入札や見積合せの適用業務の拡大<br/>2)見積金額チェックの仕組みの整備と見える化<br/>3)チェックしやすい見積書への改善指導<br/>4)見積金額のチェックに必要な情報の収集と蓄積</p>                                     | 対応済<br>(H27.11) | 平成27年度より統一書式の見積書の作成、共通経費の算定表の見直しにより、チェックしやすい見積書へ改善し、さらに共通認識を図るため各データを共有することとした。また、業務の見直しにより、空調機とエアコン関係の修繕契約について、見積合せの適用業務の拡大を図った。   |
| 25-意-14 | P85    | 意見 | 北清掃工場 | <p>【北清掃工場の維持管理等】<br/>委託業務の技術やノウハウの蓄積について</p> <p>委託業務に関して市内部での技術やノウハウの蓄積は、業務の品質管理や代替性確保の面からも不可欠である。清掃工場を運営管理する技術やノウハウが空洞化しないように、委託先と市との間で業務に関してやりとりされる実施計画や日報、月報の記載をよりきめ細かくすることなどに留意する必要がある。</p>  | 対応済<br>(H27.11) | 平成27年度より、業務監督記録簿を作成し、担当者毎に各委託・修繕等の業務監督記録簿を作成記入して、さらに、記入内容を極力統一化して共通ファイルにまとめることにより、各担当者の監督状況や指示事項・その他懸案事項の作成等について共有できるようにした。また、設備台帳においては、修繕関係についてもまとめ記入し、共通ファイル化することで共通認識を図った。これらにより、それぞれの技術やノウハウの蓄積を行い、今後の業務に反映させる。 |
| 25-意-15 | P85~86 | 意見 | 北清掃工場 | <p>【北清掃工場の維持管理等】<br/>請負契約としての形式と運用上の留意について</p> <p>委託先の従事者が工場に常駐し、多くの設備・機器について細かい点検や小修理などを行う日常保守管理業務の性格上、市との連携は欠かせないが、請負契約である以上、仕様書等の形式を整える必要がある。たとえば、委託先の従事者と市の工場長等との関係ではなく、委託先(受注者)と委託元(発注者)の関係で整理することが望ましい。また、運用面でも引き続き、請負契約の要件から外れないように十分に留意して行うことが求められる。</p> | 対応済<br>(H26.12) | 平成26年4月に、日常保守管理業務委託仕様書を見直し、発注者・受注者の関係で整理した。運用面については、引き続き、請負契約の要件に留意していく。  |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|--|-------------|---|
| 25-意-16 | P89~90 | 意見 | 清掃施設課 | <p><b>【長寿命化計画】</b><br/> <b>ごみ焼却施設の長寿命化計画の検討、推進について</b><br/> 「長寿命化計画策定支援業務委託(ごみ焼却施設)報告書」の結論としては、ライフサイクルコストで見ると、北清掃工場設置後30年となる平成33年度に施設全体を更新するよりも、個別の設備・機器について延命化工事を実施して15年延命(工場設置後45年、平成48年度施設更新)する方が、約36億円低くなるという試算結果となっている。今後、市が長寿命化計画を確定して実行に移すには、次の点に留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設保全計画をより現実性の高いものとする。</li> <li>2) 延命化計画を具体的に検討する。</li> <li>3) 前提条件の変化に応じて適時かつ柔軟に計画を修正する。</li> </ol> | 対応済(H27.11) | <p>上位計画である相模原市一般廃棄物処理基本計画及び相模原市第二期循環型社会形成推進地域計画に基づき、施設保全計画と延命化計画を具体的に検討し、平成26年11月に相模原市一般廃棄物処理施設長寿命化計画を策定した。</p> <p>今後は、前提条件の変化に応じて計画を修正していくこととする。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|-------|---|-------------|---|
| 25-意-17 | P90~92 | 意見 | 清掃施設課 | <p><b>【長寿命化計画】</b><br/> <b>北清掃工場の施設更新について</b><br/>                     清掃工場の施設更新には多額の投資を要するとともに、その施設の規模や内容が更新後20~30年にわたり、施設の運営や維持管理、維持補修に係る財政支出を規定することになる。<br/>                     したがって、延命化により得られる施設更新までの猶予期間を最大限利用し、次のような点に留意して、より慎重に施設更新に係る検討を行う必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ごみ処理量の将来推計の定期的な見直しについて</li> <li>2) 南清掃工場と北清掃工場の最適な処理分担量の検討について</li> <li>3) 北清掃工場の施設更新やその規模の検討について</li> </ol> | 対応済(H28.12) | <p>基幹的設備等改良工事により生じた施設更新までの猶予期間をいかし、5年ごとに見直しを行っている相模原市一般廃棄物処理基本計画において、ごみ処理量の将来推計の見直しを行い、併せて南清掃工場と北清掃工場の最適な処分分担量の検討、施設更新やその規模の検討を行っていく。</p> |
| 25-意-18 | P92~93 | 意見 | 清掃施設課 | <p><b>【長寿命化計画】</b><br/> <b>粗大ごみ処理施設の長寿命化計画の検討、推進について</b><br/>                     「長寿命化計画策定支援業務委託(粗大ごみ処理施設)報告書」の結論としては、ライフサイクルコストでみると、北清掃工場設置後30年となる平成33年度に施設全体を更新するよりも、個別の設備・機器について延命化工事を実施して15年延命(工場設置後45年、平成48年度施設更新)する方が約4億円費用が少なく済むという試算結果となっている。今後、長寿命化計画を確定して実行に移すには、次の点に留意する必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 施設保全計画をより現実性の高いものとする。</li> <li>2) 延命化計画を具体的に検討する。</li> </ol>                 | 対応済(H27.11) | <p>上位計画である相模原市一般廃棄物処理基本計画及び相模原市第二期循環型社会形成推進地域計画に基づき、施設保全計画と延命化計画を具体的に検討し、平成26年11月に相模原市一般廃棄物処理施設長寿命化計画を策定した。</p>                           |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課     | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|--------|----|---------|--|-----------------|---|
| 25-意-19 | P93~94 | 意見 | 清掃施設課   | <p><b>【長寿命化計画】</b><br/> <b>粗大ごみ処理施設の施設更新について</b><br/>                     今後のごみ処理量や運搬費用、あるいは各種の計画・方針の変化などによって、現在の長寿命化計画の前提が変わってくることは当然想定しておくべきであり、計画を固定的なものと考えのではなく、施設更新の方法も含め、状況の変化に応じて適時にかつ柔軟に計画を修正することが重要である。<br/>                     長寿命化計画は施設更新の必要性自体や更新時の施設規模について検討することが主目的ではないが、延命化により得られる施設更新までの猶予期間を最大限利用して、施設更新のコストを含む、より長期間のライフサイクルコストの低減を図っていく必要がある。</p>  | 対応済<br>(H28.12) | <p>平成26年11月に相模原市一般廃棄物処理施設長寿命化計画を策定したが、施設内の各機器の劣化状況を再調査したことにより、平成28年8月に計画書の一部改訂を行い、劣化の著しい機器の更新を最優先し、維持補修にかかるコスト削減等を考慮した。<br/>                     今後も前提条件の変化に応じて計画を修正し、ライフサイクルコストの低減に努めていくこととする。</p>                         |
| 25-意-20 | P96~97 | 意見 | 資源循環推進課 | <p><b>【循環型社会普及啓発事業】</b><br/> <b>相模原市リサイクルフェア2012実績報告の記載様式について</b><br/>                     支出済額が予算額を超過する場合には、上位の意思決定機関である実行委員会で定めた予算を超えて、下位機関の事務局権限で支出が行われたことを意味する。<br/>                     項目ごとに支出済額が予算額を超過することとなった場合には、実行委員会や実行委員長の承認を得たうえで、他の予算にゆとりのある項目から予算を流用することによって対応しなければならない。項目の「計」の段階で決算額が予算額を超過する場合には、補正予算を組むといった対応が必要となる。<br/>                     具体的には、【支出の部】は適切な承認を得たうえで予算の流用を行い、予算額を変更し、予算の流用について注記する必要がある。</p> | 対応済<br>(H26.12) | <p>「相模原市リサイクルフェア2013」第4回実行委員会(平成25年12月4日開催)において、各予算項目ごとに「当初予算額」、「予算流用額」、「予算現額」、「支出済額」、「差引額」を明示した収支決算書を提出し、実行委員会の了承を得た。<br/>                     平成26年度(リサイクルフェア2014)からは、予算流用の必要が生じた場合、事前に実行委員会に諮り、承認を得てから予算執行していくこととした。</p> |



平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁   | 区分 | 所管課     | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月) | 措置(対応)の内容  |
|---------|--------|----|---------|---|------------|--|
| 25-意-21 | P97～98 | 意見 | 資源循環推進課 | <p><b>【循環型社会普及啓発事業】<br/>有機性資源活用事業の普及について</b></p> <p>循環型社会形成を目指す市の立場としては、有機性資源活用事業の啓発を強化することで、参加者を増加させ、減量化・資源化を促進する必要がある。</p> <p>より啓発を促進するため、当該補助金の交付対象者に制度利用のメリットや今後参加者を募るための意見をアンケート形式で答えてもらうのが一つの手段であると考えられる。実際の利用者の体験を反映することで、今後の制度利用拡大に向けてのヒントが得られるかもしれない。また、生ごみ処理容器助成事業の申請者に対しても有機性資源活用事業補助金の申請書を配布することで、資源化に強い関心を持つ市民に対し効率的な周知ができる。他には5世帯以上で構成されるグループが対象となっているので、有機性資源を活用した結果を競わせる、大会形式のイベントを開催するなど、様々な工夫を凝らす必要があると考えられる。</p> | 対応済(H31.1) | <p>生ごみ4R推進活動補助金(旧有機性資源活用事業補助金)の利用者アンケートについては、今後の制度利用の促進を目的として、交付団体を対象に、同補助金の交付が終了する時点(3年限度)を目処に実施することとする。</p> <p>生ごみ処理容器購入助成事業の申請者に対する周知については、申請の手続きで窓口に来た市民や電話で資料の請求等問い合わせがあった際、生ごみ4R推進事業周知用パンフレットを配布している。平成26年度においては生ごみ処理容器購入助成事業で実施した利用者アンケートに同パンフレットを同封した。</p> <p>大会形式のイベント開催等は、平成28年度以降の補助団体が毎年度1団体であることから困難なため行っていないが、生ごみの4Rに関する講習会や外部講師を招致した講演会の開催、相模原市リサイクルフェアでの関連ブース出展、市広報紙への掲載、生ごみ4R推進事業周知用パンフレットの掲載内容拡充、生ごみ減量等の普及啓発を担う相模原市生ごみ4Rアドバイザー派遣制度の要綱改正による利用者拡大などを通じて、生ごみの堆肥化等に関心の強い市民に対してPRを行っており、今後も引き続き、より効果的な周知方法を検討し、本事業のPRを継続する。</p> <p>平成28年4月1日付で事業名を変更した。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課     | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|----------|----|---------|--|-----------------|---|
| 25-意-22 | P98～99   | 意見 | 資源循環推進課 | <p><b>【循環型社会普及啓発事業】</b><br/> <b>高校生への普及啓発活動について</b><br/>                     高校生に対する活動や取り組みについては、さがみはらプラン21に具体的に記載されていない。さがみはらプラン21の中で環境教育の重要性を謳っているのであれば、高校生に対しても、循環型社会を形成するための普及・啓発活動を実施する必要がある。<br/>                     まずは、相模原市廃棄物減量等推進審議会のメンバーに神奈川県立高等学校長会等の人材を招聘するなど、組織的な連携を図る必要がある。また、高校生に対しては、不用品を持ち寄り、生徒間で物々交換を行うなど、4Rを意識させるイベントを開催する。保育園での出前講座自体を高校生主体で行う。化学の勉強と資源化を結びつけた授業を行うなど、様々なアイデアを出し合い、効果的な啓発を実施することが望まれる。</p> | 対応済<br>(H26.12) | <p>循環型社会の形成に向け、平成25年度に新たな取り組みとしてスマートフォン向け相模原市ごみ分別アプリ「シゲンジャーSearch」を開発した。これは、スマートフォンを多く利用している学生等、若年層をターゲットとして重点的にごみの減量化・資源化についての周知啓発をする目的で開発したものであり、高校生に対する周知として、相模原市内の全私立高等学校にポスター及びチラシを配布、掲示した。<br/>                     引き続き、環境学習の一環として、効果的な啓発活動を検討し、実施していく。</p>  |
| 25-意-23 | P100～101 | 意見 | 資源循環推進課 | <p><b>【生ごみ処理容器助成事業】</b><br/> <b>生ごみ処理容器助成事業のさらなる普及について</b><br/>                     循環型社会形成さがみはらプラン21の「生ごみの発生抑制と資源化」に記載されているとおり、「生ごみ処理容器の設置促進などの取組を進めます。」という市の視点に立脚すると、今後、助成台数が増加していくことが理想である。<br/>                     他市においては、当該補助制度の利用者を対象としてアンケートを実施し、そのアンケート結果を分析して助成台数の増加につなげようとしている自治体もある。相模原市においても、助成台数が減少している局面で、助成台数の申請件数を増やすため、アンケートを効果的に実施するなどの工夫を行うことが望ましい。</p>   | 対応済<br>(H27.11) | <p>生ごみ処理容器助成事業の利用者アンケートについては、平成26年8～9月にかけて郵送・返信方式により実施し、集計結果を市ホームページに掲載した。また、他市の状況についても調査を実施し、助成制度のあり方についての参考とした。<br/>                     アンケート結果から、助成制度が容器の購入に大きな動機付けとなっていることから、ごみの減量化、資源化に概ね有効であることが確認できた。制度に対する意見としては、現行制度の継続を求める意見が多くある一方、もっと周知すべきとする意見も多く、今後の普及啓発のための周知の強化が必要であることが判明した。<br/>                     今後とも事業の普及・周知の取組として、広報記事掲載等を引き続き実施していく予定である。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課     | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|----------|----|---------|--|-------------|---|
| 25-意-24 | P108～109 | 意見 | 資源循環推進課 | <p><b>【集団資源回収事業】</b><br/> <b>集団資源回収事業について</b><br/>           収集方法によって重量あたりの処理コストが異なることを考慮すれば、2つの資源回収方法を維持するとしても、所管課としては少なくとも今後どちらの収集方法の割合を増加させるか、経済性の観点から検討する必要がある。<br/>           「市による回収」の資源処理コストを想定資源収集量ごとに固定費と変動費に分け、変動費部分と「集団資源回収」とのコスト比較を実施するなどの概算を行い、経済性の観点から長期的に「集団資源回収」と「市による回収」の収集割合のおおよその目標を定めることが望ましい。</p> | 対応困難(H31.1) | <p>集団資源回収は、自治会や子ども会、老人会などの地域団体が自主的に行っているもので、ごみの減量化及び資源の有効利用を図り、地域のコミュニティづくりの促進をはかるため、奨励金を交付し支援をしている。</p> <p>一方、資源回収事業については、多種多様で大量に排出される資源を日々、安定的に回収する必要があることから、従来自治会・資源業者・行政の協働による三者協調方式を見直し、平成22年3月から行政回収方式に移行した経過がある。</p> <p>確かに、行政回収よりも集団資源回収の方が資源の処理コストを抑えることができるが、地域の主体的な取り組みである集団資源回収事業の成否は、各地域団体の意向はもとより、その組織数や組織力、取扱業者数にも大きく左右されるため、奨励金交付制度の充実を図ったからと言って直ちに集団資源回収の回収率が高まる訳ではない。</p> <p>よって、現状においては、資源回収事業は行政回収を主体としつつ、地域の主体的な取り組みである集団資源回収を支援することにより、資源の安定的な回収を実現していくことが必要であり、単に経済性の観点のみをもってその回収割合について目標を掲げることは適当でないと考えます。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課     | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)      | 措置(対応)の内容  |
|---------|------|----|---------|--|-----------------|--|
| 25-意-25 | P115 | 意見 | 資源循環推進課 | <p><b>【資源循環推進課が行う資源分別回収事業】<br/>資源・容器包装プラ収集運搬業務委託について</b></p> <p>収集運搬業務委託の発注が指名競争入札により行われているため、委託業者の所在地、収集運搬受託地区、搬入する中間処理施設の位置関係が効率性に欠ける面があり、その結果走行距離が増大し、燃料の大量使用により環境への負荷が高まっている。</p> <p>また、6地区に分割していることにより、委託事業者により割り当てられた収集曜日と収集量の関係から、週における稼働日と稼働車両台数に不均衡が生じている。</p> <p>これらの理由から、当然のことながら指名競争入札における見積額も割高となる傾向は否定できず、今後の収集運搬業務における効率性の向上に向けて、現在6地区に分割している収集地区と搬入する中間処理施設の位置関係を考慮し、現在の地区割りを見直す必要がある。</p> <p>さらに、将来的課題として津久井地区の収集運搬業務についても旧相模原市に統合するなど、さらなる費用削減効果が発揮できる収集運搬体制を再構築するための検討が必要である。</p> | 対応済<br>(H29.11) | <p>資源・容器包装プラ収集運搬業務委託については、平成28年6月23日に入札を実施した。</p> <p>入札方法は、複数の事業者に入札に参加する機会を確保する観点から、地区割りの変更は行わず、従前どおり指名競争入札により実施した。</p> <p>入札の執行にあたっては、搬入する中間処理施設について、収集運搬業務を実施する地区の最寄りの施設への見直し、また併せて一週間における事業実施日及び収集量の平準化に向けた見直しを行い、収集運搬における走行距離の縮減、稼働台数の均衡化による効率的かつ環境への負荷の少ない収集運搬体制を構築した。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課         | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容  |
|---------|------|----|-------------|--|-----------------|--|
| 25-意-26 | P117 | 意見 | 津久井クリーンセンター | <p><b>【津久井クリーンセンターが行う資源分別回収事業】</b><br/> <b>予定価格の設定について</b></p> <p>見積書では、資源の収集運搬等に使用する車両1台の1日あたりの単価に、1か月に使用する車両ののべ台数を乗じて見積りの月額を算定している。しかし、当該見積書にはその単価の内訳等がなく、単価やのべ必要台数の設定根拠自体も明瞭でなかった。そのため初期投資コストや人件費がどのように使用車両の単価計算等に織り込まれているかが不明であった。その見積書を予定価格設計の資料としており、予定価格の計算の妥当性にも疑問が残る。</p> <p>同じ資源収集運搬業務委託であっても、旧相模原市域内と津久井地域では、走行距離等の相違から生ずる燃料費の差などがある。しかしながら、算定方法自体が異なることについては合理性が乏しく、津久井クリーンセンターと資源循環推進課とが連携をとり、収集運搬の予定価格の設定方法を統一する必要がある。</p> | 対応済<br>(H29.11) | <p>資源循環推進課では、予算積算用とは別に、入札日の数か月前に「資源収集運搬業務委託参考見積依頼について」により、見積書の前提なる諸条件を明示し、予定価格用として見積書を6業者から徴収し、当該見積書を基準とした計算を行い、予定価格としている。</p> <p>平成28年6月に執行した入札から、資源循環推進課と同様の統一したルールに基づいて予定価格を設定し、改善を図った。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容  |
|---------|----------|----|-------|---|-------------|--|
| 25-意-27 | P119～120 | 意見 | 北清掃工場 | <p><b>【北清掃工場の粗大ごみ戸別収集事業】粗大ごみ受付業務委託について</b></p> <p>粗大ごみ受付業務委託仕様書によると、委託料は主に単価×時間で計算されており、受付時間等に変更がないため、平成21年度から平成24年度の委託料はほぼ同額となっている。</p> <p>現在の仕様書のように、単価×時間で金額を計算している場合には、設計された時間、つまり人員、に不足が生じている場合には電話がつかないという苦情となって結果が表れるが、過剰が生じている場合には判断指標がなく、状況が把握できない。</p> <p>個人情報保護等の業務の有効性を確保しつつ、応答率等の目標を設定し、委託業者の選定にあたっては、業者間に競争原理が働くよう入札を実施する必要がある。</p> | 対応済(H27.11) | <p>仕様の見直しを実施し、平成27年2月に企画提案型入札を実施済み。月平均80パーセント以上の応答率を確保する受付体制を指示しており、意見での事項について対応済み。また、毎日、オペレーター一人の平均応答時間、平均対応件数を記録していて、曜日による過剰等の均等化を図るよう調整をしている。</p>   |
| 25-意-28 | P124～125 | 意見 | 北清掃工場 | <p><b>【北清掃工場の粗大ごみ処理施設の維持管理等】ベッドマットレス処理業務について</b></p> <p>処理費用に重量以外の明らかな原因による費用が追加で発生する場合には、その費用についても市民から徴収することが「負担の公平性」に資するものと考えられる。したがって、ベッドマットレスについては処理手数料だけでなく解体にかかる費用についても徴収し、「負担の公平性」を担保する必要がある。</p>  | 対応予定(H31.1) | <p>手数料の額は、特定人に対する役務の受益の程度に応じ、それに要する経費の実費弁償的なものとして最低限の金額の範囲内にとどめ、定めるべきであることから、本市では、受益の程度を一律に平準化した「粗大ごみの重量」とし、手数料の額は、粗大ごみの破碎処理、焼却処理等に要する経費の原価計算に基づき設定している。</p> <p>一方、粗大ごみは、その性状等に基づき、ベッドマットレスの解体等といった、明らかに通常の処理とは異なる個別の処理経費を要するものがあることから、適正な受益負担となるよう所要の整合を図るため、次期の手数料見直しにおいて、他団体の事例等を勘案しながら、検討を行うこととする。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|------|----|-------|--|-------------|---|
| 25-意-29 | P125 | 意見 | 北清掃工場 | <p><b>【北清掃工場の粗大ごみ処理施設の維持管理等】<br/>施設維持修繕事業について</b></p> <p>予定していない機器の修繕に予算が回され、予防保全の方針で予定した修繕は先送りになっている。必要な修繕を先送りにして実施しないことは機器の摩耗、破損、性能劣化を加速させることにつながり、修繕費の増大となる可能性が高い。予定した修理計画が実行されるように、今後の修繕計画・予算編成の再検討が望まれる。</p>  | 対応済(H27.11) | 施設点検整備業者との綿密な事前打ち合わせにより、計画修繕を精査し修繕計画を早期に作成して、計画修繕を確実に実施できるようにした。また、突発的な修繕を極力発生させないことを目的に、各設備の点検確認を充実させることとした。 |
| 25-意-30 | P130 | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【最終処分場の維持管理等】<br/>最終処分場除草等業務委託について</b></p> <p>除草等の業務を公益社団法人相模原市シルバー人材センターに委託しているが、作業報告書等、作業結果を記録した書類及び現場写真等を入手していない。</p> <p>仕様書も作業報告書や現場写真等の提出は特に求めていないが、作業報告書等、作業結果を記録した書類及び現場写真の入手を求めるか、あるいは、市担当者が作業開始前と作業終了後の現場写真を撮影することで、作業結果を記録しておくなどの対応が必要である。</p> | 対応済(H26.12) | 平成26年度より、市担当者が作業開始前と後に現場写真を撮影し、作業結果を記録・保管することとした。   |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課    | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|------|----|--------|---|-----------------|---|
| 25-意-31 | P135 | 意見 | 廃棄物指導課 | <p><b>【不法投棄対策事業】</b><br/>SDカードの保管について</p> <p>SDカードを鍵付きのキャビネット内に保管しているため、要綱に定められた方法に従っているといえる。しかし、鍵付きのキャビネットとはいえ、他の書類等も保管されているため、業務時間帯は常時鍵は開けられ、管理者以外の職員が容易にアクセスできる状態である。</p> <p>SDカードは人が映っている場合もあり、取り扱いには十分注意する必要がある。</p> <p>そこで、記録媒体への安易なアクセス、情報の流出等を防止するべく、SDカードの保管については、より厳しい管理方法をとることが望まれる。</p> | 対応済<br>(H26.12) | 不法投棄監視カメラの記録媒体(SDカード)については、記録された情報が安易にアクセスされないよう、また情報の流出等を防止するため、記録媒体を含めた一連の機器等を保管できる専用の施錠付キャビネットを平成25年中に設置し、管理取扱者以外の職員が安易にアクセスできないように、より厳正に管理する対応を行った。 |



平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課    | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容  |
|---------|----------|----|--------|---|-------------|--|
| 25-意-32 | P139~140 | 意見 | 廃棄物指導課 | <p><b>【事業系ごみに関する事業】</b><br/> <b>事業系ごみ適正処理のための指導について</b><br/>                     市においては、訪問指導を実施しているが、その効果をより一層高めるため、戸別訪問指導の方法や内容等を再検討する必要がある。<br/>                     たとえば、今回行ったサンプルテストのように、地域だけではなく業種を加え、特定の地域、業種に絞って排出状況を確認するという方法が考えられる。また、指導を行った事業者にその後改善がみられるのか、事後的なフォローを行うことも一つの方法である。<br/>                     さらに、サンプルテストにおいては、屋号(店名)と事業者名(法人経営の場合の法人名)とが異なる場合があり、その場合には、市保管のデータから一義的に排出状況の確認ができず、調査に時間を要した。そこで、異なる訪問指導の方法等を検討する際には、調査指導が容易に行えるよう、市が保有するデータの整理なども併せて検討することが望まれる。</p> | 対応済(H26.12) | <p>事業者個別訪問についてより効果を高めるため、従前からの地区別指導に加え、平成26年度から業種を限定した指導を行うとともに、前年度訪問指導後のフォローアップ指導を行うこととした。<br/>                     具体的な取り組みとしては、個別指導については効率的な指導が行えるよう商業集積地を選定することとし、また業種を限定することにより、選定事業者の排出状況等の比較やポイントを絞った指導を行うとともに、前年度訪問時に不在で接触できなかった事業者に対し、その後の改善策等に対する確認指導を追加することとした。また、訪問先の選定にあたり、未実施地区や改善を求める要望の多い地区についても対象とした。<br/>                     なお、事前の調査や指導で使用する、市で保有している事業所データについては、順次整理を行っている。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課   | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|------|----|-------|--|-----------------|---|
| 25-意-33 | P143 | 意見 | 南清掃工場 | <p><b>【産業廃棄物に関する事業】<br/>産業廃棄物の処分について</b></p> <p>過去5年間に相模原市が処分した産業廃棄物について調査したところ、平成22年7月23日に南清掃工場において、町田市内の業者が搬入した産業廃棄物を処分した事例が見られた。同事案は、廃棄物の発生場所が相模原市内であったため、誤って市施設で処分したものであるが、各条項等に違反したものである。産業廃棄物の市への持ち込みは、判明した限り、過去5年間で上記事例1件だけと極めてまれなことではあるものの、今後は条例・告示に従った処理が行われる必要がある。</p>   | 対応済<br>(H26.12) | <p>今後、産業廃棄物を受け入れる場合は、チェックリストを用いて条例や告示に基づき、適切な処理を行っていく。</p>  |
| 25-意-34 | P146 | 意見 | 清掃施設課 | <p><b>【バイオディーゼル燃料推進事業】<br/>バイオディーゼル燃料推進事業の継続性及び燃料の購入単価について</b></p> <p>平成24年6月以降の実施状況を確認すると、家庭等からの使用済み食用油は継続的に回収されており、外部へ売却することによりインクの原料として再利用はされているものの、その一部を高品質バイオディーゼル燃料として製造し、軽油の代替燃料として使用する「バイオディーゼル燃料化推進事業」は実施されていない。また、実証実験が終了したにも関わらず高品質バイオディーゼル燃料の購入は継続されており、環境への配慮という目的は達成されているものの、ハイオクガソリンよりも高額な燃料費(1あたり173円)で塵芥車3台とコミュニティバス1台が運行されていることには問題が残る。バイオディーゼル燃料化推進事業については、今後、事業を実施するか否かの結論を早急に得る必要がある。</p> | 対応済<br>(H26.12) | <p>循環型社会の形成推進、地球温暖化の防止に向けた取り組みとして、近隣の事業者において同品質の燃料の製造体制が整ったことから、平成26年5月から、市内で回収した家庭の使用済み食用油の一部を原料として、1リットルあたり150円でバイオディーゼル燃料の再生を委託し、ごみ収集車3台及びコミュニティバス1台の軽油代替燃料として使用するバイオディーゼル燃料化の事業を開始した。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課            | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)      | 措置(対応)の内容   |
|---------|----------|----|----------------|--|-----------------|---|
| 25-意-35 | P152     | 意見 | 南清掃工場<br>北清掃工場 | <p>【南清掃工場及び北清掃工場のごみ処理手数料(定期)】<br/>定期搬入業者の一般廃棄物収集運搬業許可の更新情報について</p> <p>定期搬入業者のうち、年間許可業者については一般廃棄物収集運搬業の許可を得る必要があり、各工場への定期搬入申請書に許可証の写しが添付されている。南清掃工場にて平成24年度に申請された32件について一般廃棄物収集運搬業許可証を確認したところ、平成24年度中に有効期限に達するものが5件見られ、いずれも更新された許可証は添付されていなかった。</p> <p>両清掃工場とも、定期搬入業者の一般廃棄物収集運搬業許可の更新情報については適時に入手するよう十分留意する必要がある。</p>   | 対応済<br>(H26.12) | <p>南清掃工場では、平成25年度より一般廃棄物収集運搬業許可証の有効期限をパソコンにてデータベース化し、許可の更新情報について随時確認を行い、更新後の許可証(写し)の提出を徹底していくこととした。</p> <p>北清掃工場では、許可更新情報をオンラインで確認することが可能であるため、オンラインで随時確認を行い、更新後の許可証(写し)の提出を徹底していくこととした。</p>  |
| 25-意-36 | P152~153 | 意見 | 南清掃工場<br>北清掃工場 | <p>【南清掃工場及び北清掃工場のごみ処理手数料(定期)】<br/>ごみ処理手数料の徴収事務の再確認について</p> <p>統制の運用上、次のような懸念される点も検出された。</p> <p>(懸念事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物や危険物など不適物の検査を網羅的に行うことが難しい。</li> <li>搬入量及び手数料を計算する計量システムへのアクセスは関係する職員全員が可能であり、直接データを修正する場合がある(事業系10kg未満で基本料金の課金等)。通常は月報等に修正履歴が表示されるが、非表示とすることもできる。</li> </ul> <p>改めて手数料収納に至る事務フロー上のリスクと統制を再確認し、必要な場合に統制を見直すとともに適切な運用を行う必要がある。</p> | 対応済<br>(H26.12) | <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物や危険物などの不適物の検査については、搬入業者への指導や職員による確認をさらに徹底していくこととした。</li> <li>計量データの修正については、計量システムの運用上必要なものであり、そのシステムに関わる職員全員がデータの修正を行えることも必要である。また、データの修正履歴を非表示とすることが必要な事務もある。このため、日報作成時にデータの修正履歴を複数の職員で確認し、適正な運用を徹底していくこととした。</li> <li>今後、事務フロー上のリスクと統制について見直しが必要となる場合には、速やかに見直しを行っていく。</li> </ul> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課            | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容  |
|---------|----------|----|----------------|---|-------------|--|
| 25-意-37 | P155～156 | 意見 | 南清掃工場<br>北清掃工場 | <p>【南清掃工場及び北清掃工場のごみ処理手数料(随時)】<br/>ごみ処理手数料の徴収事務の再確認について<br/>統制の運用上、次のような懸念される点も検出された。</p> <p>(懸念事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物や危険物など不適物の検査を網羅的に行うことが難しい。</li> <li>・手数料の異なる事業系(10kgあたり180円)と生活系(10kgあたり120円)のごみの区別が難しい。</li> <li>・搬入量及び手数料を計算する計量システムへのアクセスは関係する職員全員が可能であり、直接データを修正する場合がある(事業系10kg未満で基本料金の課金等)。通常は月報等に修正履歴が表示されるが、非表示とすることもできる。</li> <li>・申請受付と現金収納が一人で行われている場合がある。</li> <li>・つり銭用として保管されている現金を必要最小限に抑制する余地がある。</li> </ul> <p>改めて、手数料収納に至る事務フロー上のリスクと統制を再確認し、必要な場合に統制を見直すとともに適切な運用を行うことが求められる。</p> | 対応済(H26.12) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物や危険物などの不適物の検査については、搬入業者への指導や職員による確認をさらに徹底していくこととした。</li> <li>・事業系と生活系のごみの区別については、受付、入り口計量、ダンピング装置の職員による確認をさらに徹底していくこととした。</li> <li>・計量データの修正については、計量システムの運用上必要なものであり、そのシステムに関わる職員全員がデータの修正を行えることも必要である。また、データの修正履歴を非表示とすることが必要な事務もある。このため、日報作成時にデータの修正履歴を複数の職員で確認し、適正な運用を徹底していくこととした。</li> <li>・申請受付と現金収納について、やむを得ず1人で行う場合には、当日の現金出納確認を複数の職員で行うことを徹底していくこととした。</li> <li>・つり銭用として保管されている現金については、必要最小限に抑制していく。</li> <li>・今後、事務フロー上リスクと統制について見直しが必要となる場合には、速やかに見直しを行っていく。</li> </ul> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課            | 内容(報告書より抜粋)   | 対応区分<br>(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|------|----|----------------|---|-----------------|---|
| 25-意-38 | P158 | 意見 | 南清掃工場<br>北清掃工場 | <p><b>【南清掃工場及び北清掃工場の粗大ごみ処理手数料】粗大ごみ収集シールの管理について</b></p> <p>販売数量を適正に把握するためには、在庫状況も適正に管理・把握しなければならない。在庫状況の把握方法は、基本的には報告書における計算チェックで問題ないと思われるが、定期的に取り扱店舗等を訪問し、報告書と実在庫の突き合わせや書き損じ品、破損品等の有無を確認し、粗大ごみ処理手数料収納事務が円滑に行われるように、より一層適正に管理することが望まれる。</p>  | 対応予定<br>(H31.1) | <p>粗大ごみ戸別収集に係る処理手数料の収納事務は、コンビニエンスストア等へ委託することとし、その委託契約では、市は必要があると認めるときは、手数料収納金の出納、収集シールの受払、保管等について、関係帳簿、記録等の提出を求め、検査することができることと規定している。</p> <p>一方で、当該収納事務を取扱う店舗が約300店舗あり、毎年、すべての店舗を対象とした実地検査を実施することは困難であるため、今後は、実効性のある適正な実地検査の実施に向け、他団体の事例等を勘案しながら、検査要領等の策定を行うこととする。</p>  |
| 25-意-39 | P165 | 意見 | 津久井クリーンセンター    | <p><b>【津久井クリーンセンターのごみ処理手数料(定期)】処理運搬業者の搬入先について</b></p> <p>現状の制度においては、津久井クリーンセンターに「事業系ごみ」を搬入することが許可されている処理業者が、「事業系ごみ」をどの地域から収集するかについては処理業者の対応に任されており、市が処理業者に対して収集地域を制限する仕組みは備わっていない。</p> <p>また、収集ルートも事業者の判断に任されており、旧城山町域は北清掃工場の方が近いとしても、旧津久井地域の収集も同時に行う場合には、津久井クリーンセンターを最終目的地として収集ルートを設定したほうが、処理業者にとっては合理的、経済的な状況もある。</p> <p>旧城山町域の「事業系ごみ」が津久井クリーンセンターに搬入され、それを再度、南清掃工場に搬入する状況は、市にとっては経済的ではない。</p> <p>このことについては、市として合理性、経済性が図れるよう、長期的な課題として検討していく必要がある。</p> | 対応困難<br>(H31.1) | <p>事業系ごみについては、一般廃棄物収集運搬業の許可に基づき、その許可事業者が排出事業所と個々に契約を締結したうえで、効率的な収集運搬ルートを決めて事業を実施している。</p> <p>また、特定の許可事業者が旧城山町域の事業系ごみを独占しているわけではなく、他の津久井地域の排出事業所からの事業系ごみを合わせて収集運搬しており、旧城山町域のみを北清掃工場に搬入することを条件とすると、効率的な収集運搬を実施できない。</p> <p>さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定によると、一般廃棄物の収集を行う区域は定めることができるが、許可事業者に搬出先を定めることはできないものとする。</p> |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁 | 区分 | 所管課         | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|------|----|-------------|--|-------------|---|
| 25-意-40 | P170 | 意見 | 津久井クリーンセンター | <p><b>【津久井クリーンセンターの資源売払収入】</b><br/> <b>予定価格について</b></p> <p>布類及び紙類(段ボール)の売払先は、指名競争で相手先を決定し、当該相手先と単価契約を締結している。入札にあたって設定された予定価格は、布類及び紙類(段ボール)とも1.05円/kg(税込)であった。一方、津久井地域以外では、資源循環推進課が資源の売払いを行っており、こちらは予定価格を設定していない。</p> <p>現状においては、津久井クリーンセンターと資源循環推進課との間で、資源の売払いに係る予定価格の設定方法について考え方が統一されていない。津久井クリーンセンターと資源循環推進課が対象とする地域等の間で、資源化物の市況が大きく異なっている状況ではないため、考え方を統一しておく必要がある。</p> <p>考え方を統一するにあたっては、津久井クリーンセンターが設定している1.05円/kg(税込)の妥当性についても十分に検討しておく必要がある。</p> | 対応済(H26.12) | 資源循環推進課と検討した結果、資源物の実勢価格や過去の落札価格を考慮し、予定価格を設定することとした。津久井クリーンセンターは、平成25年10月23日執行の入札から実施している。 |

平成25年度包括外部監査の結果に対する措置・対応状況(平成31年1月終了)

テーマ「ごみ処理事業に関する財務事務の執行について」

| 番号      | 報告書頁     | 区分 | 所管課     | 内容(報告書より抜粋)  | 対応区分(公表年月)  | 措置(対応)の内容   |
|---------|----------|----|---------|--|-------------|---|
| 25-意-41 | P173~175 | 意見 | 資源循環推進課 | <p><b>【資源循環推進課の資源売払収入】</b><br/> <b>古紙持ち去り業者への対応について</b><br/>                     悪質業者による古紙の持ち去りを防ぐ策として、相模原市は関東製紙原料直納商工組合と協力し、平成25年8月1日よりGPS(全地球測位システム)による追跡調査を開始した。<br/>                     GPSによる追跡調査実施(平成25年8月)以降の新聞、雑誌・雑がみ回収量は、前年同期と比較しても大幅に増加しており、平成25年8月以降の推移を追えば、相当程度回収量の向上に有効であることが明らかである。<br/>                     一方で持ち去り業者は、相模原市以外のGPSの追跡調査を実施していない近隣の自治体での活動を増やしている可能性もある。したがって、古紙の不正な買取ルート of 撲滅をめざすためには、周辺自治体との連携をより強化することが望ましい。</p> | 対応済(H26.12) | <p>平成24年度から持ち去り禁止条例を整備して、パトロール等を実施している近隣4市(横浜市、大和市、八王子市、町田市)と連携して資源持ち去り情報交換会議を開催し、継続的、組織的且つ広域的に行われている持ち去り行為に対処している。<br/>                     また、平成26年1月に開催した同会議からは、GPSによる追跡調査を実施するなど、古紙持ち去り対策を実施している、綾瀬市、海老名市、座間市の3市を新たに加え、さらに広域的な連携を強化している。今後も、周辺自治体や関東製紙原料直納商工組合と連携を図り、古紙の持ち去り行為の撲滅に向け取組を行っていく。</p> |

| 指摘事項   |   | 意見   |    |
|--------|---|------|----|
| 措置済    | 4 | 対応済  | 35 |
| 検討・改善中 | 0 | 対応予定 | 4  |
| 措置困難   | 0 | 対応困難 | 2  |
| 合計     | 4 | 合計   | 41 |